

第一号通所事業 個人負担利用料

令和6年4月1日改定

<1回当たりの利用料(第一号通所事業費外実費負担分)>

食事・おやつ代 690円 手工芸材料費 158円 紙パンツ 152円 パッド 51円 他実費

※利用者手帳代金 実費53円 (更新時のみ)

<月間利用料(第一号通所事業費自己負担分)>

※ 磐田市は地域区分が「7級地」となる為、単位数に10.14円を乗じた金額の1割、又は2割、又は3割が自己負担となります。

	基本報酬 通所型独自サービス 提供体制強化加算Ⅰ	介護保険自己負担額(月額)	
要支援1・週1回	1798単位 + 88単位	(1単位=10.14円)の10%	1,912円 ※注1
要支援2・週2回	3621単位 + 176単位	(1単位=10.14円)の10%	3,850円 ※注1

要支援1・事業対象者の方が週1回(月4回)利用した場合(特例設置分を含んでいません)
第一号通所事業費自己負担分1,912円+実費負担分690円×4回=4,672円(材料費別)

要支援2の方が週2回(月8回)利用した場合(特例設置分を含んでいません)
第一号通所事業費自己負担分3,850円+実費負担分690円×8回=9,370円(材料費別)

※注1 第一号通所事業費自己負担額は、利用者負担の割合が1割で計算してあります。

指定通所介護 個人負担利用料

令和6年4月1日改定

<1回当たりの利用料(サービス提供時間 9時~16時10分)>

(介護保険外実費負担分)

食事・おやつ代 690円 手工芸材料費 158円 紙パンツ 152円 パッド 51円 他実費

※利用者手帳代金 実費53円 (更新時のみ)

(介護保険自己負担分)

※ 磐田市は地域区分が「7級地」となる為、単位数に10.14円を乗じた金額の1割、又は2割、又は3割が自己負担となります。

	基本報酬 通所介護サービス提供 体制強化加算Ⅰ	介護保険自己負担額(回)	
要介護 1	658単位 + 22単位	(1単位=10.14円)の10%	690円 ※注1
要介護 2	777単位 + 22単位	(1単位=10.14円)の10%	810円 ※注1
要介護 3	900単位 + 22単位	(1単位=10.14円)の10%	935円 ※注1
要介護 4	1023単位 + 22単位	(1単位=10.14円)の10%	1,060円 ※注1
要介護 5	1148単位 + 22単位	(1単位=10.14円)の10%	1,186円 ※注1
入浴介助加算Ⅰ	40単位	(1単位=10.14円)の10%	41円 ※注1
入浴介助加算Ⅱ	55単位	(1単位=10.14円)の10%	56円 ※注1

※ 上記料金は、1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

要介護1の方が週2回(月8回)利用した場合(入浴無し)の目安(特例設置分を含んでいません)
(介護保険自己負担分690円+実費負担分690円)×8回=11,036円(材料費別)

要介護2の方が週2回(月8回)利用した場合(入浴無し)の目安(特例設置分を含んでいません)
(介護保険自己負担分810円+実費負担分690円)×8回=12,001円(材料費別)

※注1 介護保険自己負担額は、利用者負担の割合が1割で計算してあります。

デイサービス
ゆう加茂川

磐田市見付5966-3
こまつやビル1階
TEL 0538-35-2467